横須賀市再犯防止対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 再犯防止対策の推進について、本市と本市内の関係機関が連携を強化 し、再犯の現状、再犯防止の課題及びこれらを踏まえた再犯防止対策の情報 の共有等を行うため、横須賀市再犯防止対策連絡会議(以下「連絡会議」と いう。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 再犯の現状把握に関する情報交換
 - (2) 市及び関係機関における連携方法についての意見交換
 - (3) 再犯防止対策に関する意見交換
 - (4) その他連絡会議が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 連絡会議の構成員は、18人以内とする。
- 2 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 学識経験者、関係団体の構成員、横浜保護観察所その他の関係行政機関 の職員のうち市長が依頼した者
- (2) 別表に掲げる職員
- 3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(座長等)

- 第4条連絡会議に座長を置く。
- 2 座長は、民生局地域支援部市民生活課長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を 代理する。

(会議)

- 第5条 連絡会議の会議は、座長が招集する。
- 2 連絡会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くこと ができる。

(代理人の出席)

第6条 構成員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させることがで きる。 (庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、民生局地域支援部市民生活課において行う。 (その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、 連絡会議の同意を得て座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条第2項関係)

民生局福祉こども部地域福祉課長 同生活支援課長 民生局地域支援 部市民生活課長 同地域安全課長 民生局こども家庭支援センターこ ども家庭支援課長 教育委員会事務局学校教育部支援教育課長